

京丹後市長の資産等の公開について

平成30年6月25日
京丹後市役所

京丹後市長の資産等につきまして、「政治倫理の確立のための京丹後市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、公開します。

なお、閲覧開始および閲覧方法につきましては以下のとおりです。

1. 資料閲覧開始日

平成30年7月2日（月）

2. 閲覧場所

秘書広報広聴課

（京丹後市峰山町杉谷 889 番地 京丹後市役所峰山庁舎 2 階）

3. 閲覧方法

秘書広報広聴課に備え付けの所定様式にて申し込み

※写しの交付を希望する場合は、1 枚につき 10 円

【問い合わせ先】

京丹後市秘書広報広聴課 担当：川村

TEL 0772-69-0110 / FAX 0772-69-0901

平成30年4月25日



資産等補充報告書

京丹後市長

三崎改直



1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
「変更なし」	m ²	円	

- 注 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

・預金

預金の総額	「変更なし」	円
-------	--------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	「変更なし」	円
-------	--------	---

注 普通貯金を除く。

・郵便貯金

郵便貯金の総額	「変更なし」	円
---------	--------	---

注 通常郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	「変更なし」	円
-------	--------	---

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価格が100万円を超えるものに限る。)

・自動車

種 類	数 量
普通自動車	1台
(参考) 普通自動車	(合計所有台数) 2台

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量
「該当なし」	

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量
「該当なし」	

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量
「該当なし」	

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

「変更なし」	

9 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	「該当なし」	円
--------	--------	---

10 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	「該当なし」	円
--------	--------	---

平成30年4月25日



所得等報告書

京丹後市長 三崎 政直 (Sei Naiki)

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	175,298円	
	不動産所得	1,535,190円	アパートの賃貸収入
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得	11,484,380円	
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。



様式第4号 (第8条関係)

平成30年4月25日

関連会社等報告書

京丹後市長 三崎政直 

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名
京都府道路公社	京都市上京区出水通油小路 東入丁子風呂町104番地	理事

- 注 1 4月1日現在の名称等を記入する。
2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。